

# 教育事務所だより

令和元年 12月 24日発行

## 「指導と評価の一体化」のための学習評価について

学校教育スタッフ企画幹 高橋恵一

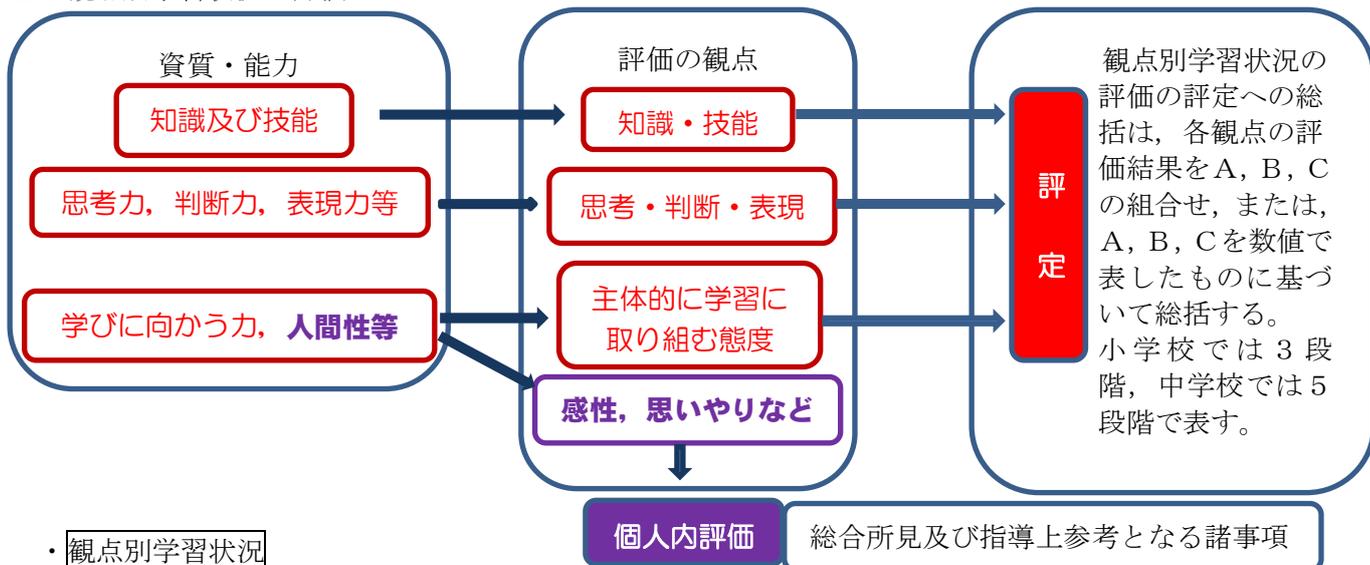
新しい学習指導要領の完全実施が小学校は令和2年度、中学校は令和3年度と、いよいよ近づいてきました。完全実施に伴い、各学校には「児童生徒の学習評価の在り方」についても検討・対応していくことが求められているところです。現行の評価・評定から変更になることについて、下記のようにまとめてみました。詳しいことは今後、国から示されると思います。県としても新情報が入り次第、お伝えしていこうと考えております。

### 1. 学習評価改善の基本的な方向性

- ①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ②教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと



### 2. 観点別学習状況の評価について



- ・ **観点別学習状況**
  - 「十分満足できる」 : A
  - 「おおむね満足できる」 : B
  - 「努力を要する」 : C
- ・ **小学校評定 (第3学年以上)**
  - 「十分満足できる」 : 3
  - 「おおむね満足できる」 : 2
  - 「努力を要する」 : 1
- ・ **中学校評定**
  - 「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」 : 5
  - 「十分満足できる」 : 4
  - 「おおむね満足できる」 : 3
  - 「努力を要する」 : 2
  - 「一層努力を要する」 : 1

#### 評定をA, B, Cの組合せから総括する場合

現行の4観点では

小学校 「AAAA」: 3、「BBBB」: 2、「CCCC」: 1

中学校 「AAAA」: 5又は4、「BBBB」: 3

「CCCC」: 2又は1 が適当である。それ以外の場合

は、各観点のA, B, Cの数の組合せから適切に評定する必要がある。(H23「評価方法等の工夫改善のための参考資料」国立教育政策研究所)とされています。

新学習指導要領に沿った評定をA, B, Cの組合せから総括する場合は、「AAA」, 「BBB」, 「CCC」を基準とし、小学校では3段階、中学校では5段階となるよう設定していくと考えられます。



## 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業

学校教育スタッフ 前島美佐江

今年度より、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業がスタートしました。子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していくことが重要であると考えます。

本事業では、協調学習の考え方を生かして授業改善に取り組む学校として、松江市立湖北中学校と松江市立古江小学校を指定校とし、授業の工夫・改善を組織的に推進しています。以下に、両校の研究の取組を紹介します。

### ※「協調学習」とは

学習のプロセスをよく見ると、一人一人の学習者が何かをわかっていくときの道筋は多様である。また、同じ事実に出会っても、そのとらえ方は、一人一人違っている。この違いを生かしあって他者と協働し、各自が自分なりの理解を深め、学んだ成果の適用範囲を広げていける学習。

〔平成31年度「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業実施要項より〕

### 松江市立湖北中学校の取組

総合的な学習の時間を中心に数学科と国語科でも実践

#### ■育てたい資質・能力の整理

SWOT分析により、湖北中学校で「育てたい資質・能力」の整理・分析をする。学校教育目標、目指す生徒像、学習指導要領をつなぐ「育てたい資質・能力」を設定し、令和2年度からの授業づくりに反映させていく。

#### ■主体的・対話的で深い学びを創る学習過程の工夫

##### ○総合的な学習の時間の取組

- ・「自己課題」と「地域課題」の2つあった探究課題を「地域課題」に絞り、学習内容の充実を図る。
- ・従来からあった体験活動自体の見直しを図り、より探究的な学びの構築を図る。

##### ○数学科、国語科の取組

- ・公開授業では、次の授業改善の工夫を提案
- ・既習事項や日常生活との「つながり」を生徒が意識し、学ぶ必要感が高まる課題設定を工夫する。(数学科)
- ・多様な考えを共有できるグループを意図的に用いた学び合いの工夫を行う。(数学科)
- ・対話を通じて学びを深めるために、知識構成型ジグソー法を用いた授業を工夫する。(国語科)

### 松江市立古江小学校の取組

算数科の授業を中心に道徳科でも実践

#### ■児童が主体的に学習に取り組むための工夫

##### ○対話を生み出す課題設定と提示の工夫

- ・総合的な学習の時間に行ったシジミ漁体験を問題にすることで、実感をもって学習に取り組ませる。(算数科)
- ・実体験を想起して振り返らせることで、教材の内容につなげる。(道徳科)

#### ■対話を通して考えを深め合うための手立て

##### ○自分なりの考えをもたせる工夫

- ・児童が自己内対話ができるように、問題場面を具体的にイメージできる提示や、前時までの学びを教室に提示する。(算数科)

##### ○ペア対話・全体対話を支える工夫

- ・全体対話で多様な意見を引き出すために、自己内対話やペア対話のときに児童の考えを把握しておく。(算数・道徳科)
- ・話すこと・聞くことに集中するために、ワークシートを持たずに黒板の前に集合して話し合わせる。(算数・道徳科)
- ・児童の様々なつぶやきを生かすための教師のコメントを吟味する。(算数・道徳科)
- ・学び合いを広げるために、自分の考えを図や式、言葉を使って説明させる。(算数科)

「明日を担う島根の子どもたちのために」 みんなで授業改善を進めていく必要があります！

# 複式教育推進指定校事業

## ～安来市立井尻小学校の取組の様子～

学校教育スタッフ 藤原陽一

県内の小学校のうち約30%が複式学級を有する小学校です。松江教育事務所管内には今年度、松江市に3校、安来市に8校の複式学級を有する学校があります。

複式学級を有する学校では、一般的に、上下学年が2か年計画で一律に同じ内容の学習を行う「A・B年度方式」と言われる指導が多くなされています。その一方で、算数など学習の順序性や系統性が強い教科では、上下学年で異なる内容の学習を行う「学年別指導」が多くなされています。近年の少子化による児童数減少で、ある学年だけ極端に児童数が少ないために、単式学級と複式学級を繰り返す学校が出てきました。その場合は教育課程の編成上、算数以外の教科でも学年別指導を実施する必要も生じてきます。学年別指導では、児童にとっては発達段階に応じた各教科の学年の目標を達成できるという良さがある反面、指導者にとっては一人で両学年の授業を構想し実践するという困難さを強く感じるものとなります。

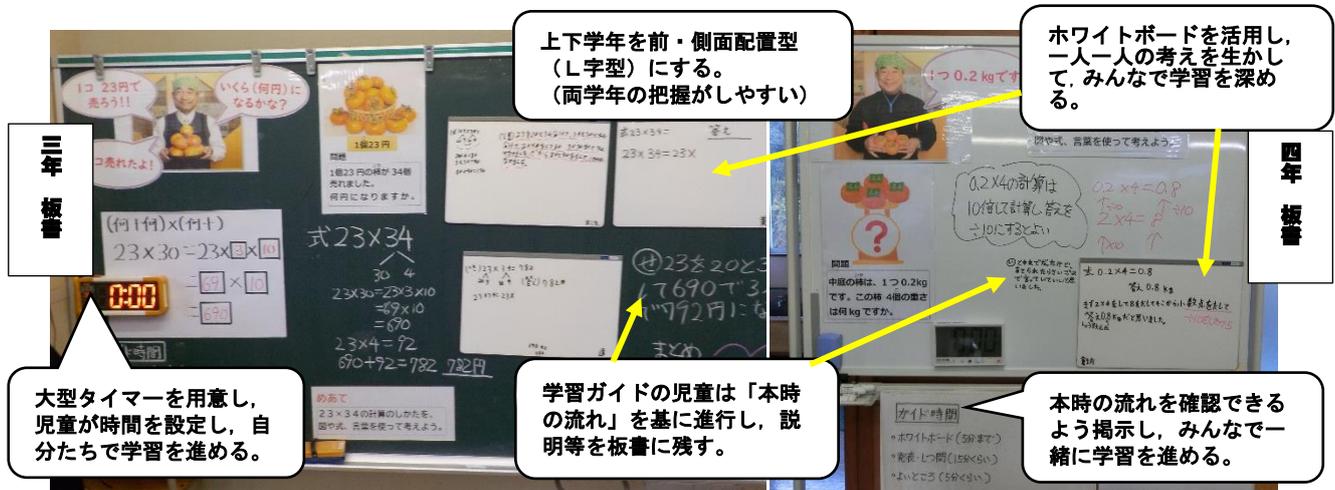
学年別指導では、一方の学年に「直接指導」している間、もう一方の学年は自学自習の「間接指導」をします。間接指導において、子どもが自発的、自主的に学習するためには少なくとも次の4点について留意することが大切です。

- (1) 学習の目標や流れをはっきりつかませるようにすること
- (2) 間接指導の時間における学習のきまりについて、児童とよく話し合っておくこと
- (3) 間接指導における学習指導の効果をあげるために、課題提示の仕方を工夫すること
- (4) 直接指導の時間に学習の進め方のモデルを教師が姿で示す

(「複式学級指導の手引き(平成27年度改訂版)」島根県教育委員会)

本県では平成27年度より、複式教育の充実を図るために、県内で小学校3校を推進指定校とし、効果的な学年別指導のあり方を研究しています。松江教育事務所管内では安来市立井尻小学校を指定校として、特に算数科における学年別指導について研究を進めています。

井尻小学校では、研究主題を「課題意識をもち、自分の考えや思いを伝え合い高め合う子どもの育成～複式学級のよさを生かして育てるコミュニケーション力～」とし、授業づくりの視点に「話す必要感のある場、活動、学習課題等の設定を工夫」「学習の流れの工夫(直接指導と間接指導)」「子どもに合った支援(個人差への対応、支援)の工夫」の3点を挙げて取り組んでいます。また学習内容によっては、個人思考や集団思考の場面で「同時間接指導」にも取り組み、教師は個別支援やガイド役の児童の支援をしながら、子どもたちのより主体的な問題解決をめざしています。



学年別指導で大切にしていることは、単式学級においても大切にしたいことです。複式学級を有する学校の先生方だけでなく単式学級の先生方も、井尻小学校の取組をぜひ参考になさってください。

## ～学びに向かう力を みんなで育み みんなで支える～

### 「平仮名の読みのアセスメントと指導に関する実践」の紹介

この原稿は、「UDデジタル教科書体」を使っています。

松江市派遣指導主事 島崎明子

松江市教育委員会 発達・教育相談支援センター「エスコ」では、H29年度より、市内全小学校1年生に対し、以下のような実践を進めています。ここでは「松江市方式」と名付けたこの実践について紹介します。

#### 《実践の概要》

- ①一人一人の読みの状態をチェック(検査)
- ②必要に応じた家庭でのデコーディング指導
- ③学校での授業や指導の工夫

#### 《松江市方式の特徴》

- ①子どもの言葉を育み、体を育てる両面からの実践
- ②支援者の意識を変えていく実践
- ③1年生と1年生担任を校内体制として応援する実践

### 1年生の発達の道すじに沿いながら、学習や生活に向かう力の土台を固め、読みを確実に習得していく実践

#### 《実践の成果と課題》

- 【成果】(子ども) ・読みの上達が見られた(全小学校) ・自分の伸びの実感、学習や行動への波及  
(家庭) ・子どもとの関係の好転 ・協力的な家庭の増加  
(校内体制) ・協力体制が強まった ・客観的な指標により早期の把握の必要性を認識
- 【課題】(子ども) ・伸びにくい子への指導方法、個人差への対応  
(家庭) ・協力を得にくい家庭の長期休みの指導の困難さ  
(校内体制) ・1年担任の負担 ・全教職員への理解が進みにくい

今後も、低学年以降の読みの発達の系列化・多様な指導方法の提案、保護者や地域への理解啓発などを進め、幼児期からの発達の道すじに沿いながら平仮名読みの流暢性と正確性を確かなものにし、子どもの学びを支えていきたいと考えています。



大阪医科大学 LD センター  
竹田契一先生をお呼びして  
の研修会

## 松江市教育委員会の取組について

松江市派遣指導主事 小原亜子

### 松江市いじめ防止啓発月間の取組

松江市では、例年4月、11月を「松江市いじめ防止啓発月間」と位置づけ、「いじめ防止キャンペーン」を実施しています。市教委では、市役所庁舎内にのぼり旗を立て、市役所全体で啓発活動を行い、各学校では、生徒主体の活動などいじめ防止等に対する理解を深める啓発活動を推進していただきました。

また、今年度より、いじめの未然防止やいじめによる自死の予防対策を図ることを目的に「松江市いじめ相談電話ホットライン」を設置しました。自死が特に心配される長期休業明けなど相談体制の充実と学校と連携した取組をより一層進めていきたいと考えています。

### ブリーフ・ミーティングの推進

学校で実施されているケース会議は「時間がかかる」「具体的な対応方針がなかなか見いだせない」ことが課題であるという声を耳にします。松江市教委が推進しているブリーフ・ミーティングのメリットは、「30分でスッキリ!」「メモをとらず、一つのホワイトボードに記録することで課題に集中でき、ゴールがわかりやすい」など解決志向でアイデアが出やすい会議方法です。ブリーフ・ミーティングを活用することで対応方針が明確になり、学校の支援が充実したり、学校のチーム力が高まったりすることが大きな利点と考えます。今年度も高知市立城西中学校長 吉本恭子先生を講師にお招きし、各校の管理職、生徒指導担当の先生方の研修会を実施し、理論と実践についてお話いただきました。今後、研修を受けられた先生方を中心に各校でブリーフ・ミーティングが実践されることを願っています。



## すべての子どもたちが安心できる学校に

安来市派遣指導主事 村本有史

安来市では、平成26～27年度に安来一中校区が「文部科学省・国立教育政策研究所 魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受け、不登校といじめの未然防止について研究しました。平成28年度からは、この取組を安来市全校区に広げ、不登校対応の強化や改善に取り組んでいます。

具体的には、不登校に取り組むステップをⅠ「未然防止」、Ⅱ「初期対応」、Ⅲ「自立支援」の3つのステップに分けています。「未然防止と初期対応」は、新たな不登校を生まない取組。「自立支援」は不登校の子どもたちの登校に向けた取組としています。

特に「未然防止」の取組では、授業を通じた集団づくり（居場所づくり・絆づくり）を中心に進めています。1. 「めあて」・「振り返り」のある授業。2. 「学び合い」のある授業。3. 言語活動を充実させる授業。この取組によって、子どもたちが勉強したくなる授業となっていきます。そして年3回の児童生徒（市内小5～中3）の意識調査によって評価し、改善を加えながら取り組んでいます。



## 共生社会の担い手を育てる学校の取組

安来市派遣指導主事 廣瀬真紀子

『夢をもち、豊かに生きるための力を共に高め合う子どもの育成』～共生社会の形成の基礎を育む特別支援教育の充実～を大会主題に、第27回島根県特別支援教育研究大会（安来大会）が安来市内の4校（安来一中、十神小、社日小、島田小）を会場として、10月に開催されました。

この大会では「共生社会の形成の基礎」に焦点を当て、支援を必要とする幼児児童生徒はもとより、その子どもたちと共に過ごす幼児児童生徒も共に育む「共に育てる教育＝共育」という観点に立ち、研究推進されました。各校が「一人ひとりの多様性を尊重し、丁寧に向き合い、細やかな配慮のもとで大切に育てる学校」、「障がいのある幼児児童生徒のもてる力を可能な限り伸ばし、自己実現を精一杯支援している取組を展開していく学校」を目指した取組の成果を発表されました。当日に至るまでの授業研究は市教研特別支援教育部の研修として提供されており、安来市の特別支援教育のさらなる前進となりました。

また、安来市では、就学前施設、小学校、中学校に加え、安来市内にある高等学校の特別支援教育コーディネーターの先生にも参加していただいて特別支援教育コーディネーター会や特別支援教育研修を開催したり、健康福祉部局と教育委員会が細やかに連携し、支援の必要な子どもたちの情報を共有したりと、安来市の規模を生かした顔の見える関係での連携に力を入れています。今後も子どもたち、一人ひとりを大切に丁寧な支援を進めていきます。

## 「子どもの権利条約」採択から30周年

人権・同和教育指導員 野田勝巳

1989年（平成元年）に第44回国連総会において採択された「子どもの権利条約」は、2019年（令和元年）11月20日で採択から30年が経過しました。日本は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）に批准しました。

「子どもの権利条約」は、世界中の多くの子どもが飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況を考え、世界中の子どもの基本的人権の尊重、保護の促進を目指したものです。この条約は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの子どもの権利について定めています。その内容は、先進国であれ開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍的なものとなっています。2019年現在、「子どもの権利条約」は、国連加盟国数を上回る196の国・地域で締約され、世界で最も広く受け入れられている人権条約となっています。

### 「子どもの権利条約」をもとに教育活動を見つめ直しましょう

「子どもの権利条約」は、前文、本文54ヶ条、末文から成っています。子どもの定義を18歳未満のすべての人としています<第1条>。下記に「子どもの権利条約」の一部を掲載しています。日々の学校生活や家庭生活で子どもの権利が保障されているか、見つめ直してください。条文は、「子どもの権利に関する条約（中学生・高校生用）」（島根県教育委員会）から抜粋しています。

※（「子どもの権利に関する条約」（島根県教育委員会）は、インターネット検索でキーワード「島根県 教委 子どもの権利条約」を入力すれば取得できます）

#### <第2条>差別の禁止

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、意見、出身、財産、心身の状態、出生、地位などにかかわらず、いかなる差別もうけることなく、この条約に定める権利が尊重されます。

#### <第3条>子どもにとっての最善の利益の原則

子どもに関係のある、あらゆることを決めたり行ったりする時には、子どもにとってどうすることが最もよいかを、関係する機関や大人は第一に考えなければなりません。

#### <第12条>意見を表明する権利

子どもは、自分に関係のあることについて、自由に自己の意見を表明する権利をもっており、それが尊重されます。

#### <第23条>障がいのある子どもに対する特別の配慮及び援助

障がいのある子どもたちは、特別な存在ではなく、同じように自立して生活し、社会に参加する権利があります。そして、社会はそのための支援する責任があります。

### 「子どもの権利」についての学習を保障しましょう

「子どもの権利条約」では、条約の趣旨や内容を大人のみならず、子どもに対しても同様に、広く知らせることと条文にあります。それは、子どもが権利の主体者だからです。知らせるためには、子どもたちに「子どもの権利」についての学習をすることが必要です。自他の権利について学習することにより、人権教育の目標である自他の人権を大切にすることにつながることを願っています。

採択から30年が経過しました。条約が定める権利を大切にできる社会が一日も早く実現することを願っています。